

第5期 雲南市農業委員会第19回総会議事録

1. 日 時 平成28年1月21日(木) 13:30~15:00

2. 場 所 雲南市役所 全員協議会室

3. 出席委員(34名)

1番 渡部洋一	2番 高尾茂通	3番 岡田康弘	4番 竹内 勉
5番 片寄健治	6番 日野一夫	7番 鳥谷悦雄	8番 高橋敬二
9番 永井尚二	10番 周藤寛洲	11番 藤原修至	12番 橋本 博
13番 松原利廣	14番 高田 耕	16番 内部武雄	17番 柳原昌広
19番 白築美雄	20番 中西康一	21番 嘉本輝雄	22番 渡部満憲
24番 廣澤幸博	25番 錦織邦男	27番 持田明典	28番 川上蘆求
29番 山本裕子	30番 高島幹雄	31番 陶山直利	32番 小田久義
34番 山本博子	35番 宇都宮敏章	36番 石橋義明	37番 加藤一郎

4. 欠席委員(3名)

15番 青木征温 18番 白築 進 33番 藤原 好

遅刻届出委員(0名)

5. 事務局又は説明者 事務局長 杉原律雄 統括主幹 女鹿田比文
主 幹 高橋知恵美 副主幹 大塚雄彦

6. 議事日程

日程第1 議事録署名委員の指名

日程第2 諸報告

日程第3 議案の上程

- ・議第107号 農地法第2条の規定による非農地証明申請に対する認定について
- ・議第108号 農地法第3条の規定による許可申請について
- ・議第109号 農地法第4条の規定による許可申請に対する意見について
- ・議第110号 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見について
- ・議第111号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について
- ・議第112号 地籍調査による登記簿上の地目が農地である土地の地目認定に対する意見具申について

日程第4 議案の上程

- ・議第113号 農業振興地域の整備に関する法律施行規則第3条の2の規定による意見聴取に対する意見決定について

7. 議 事

発信者	議 事 録 要 旨
事務局	定刻になりましたので、ご起立ください。 一同ご礼。ご着席ください。
議 長	ただ今の出席委員は34名であります。 定足数に達しておりますので、雲南市農業委員会第19回総会を開会いたします。 本日の議事日程は、お手元にお配りしているとおりです。
議 長	日程第1、議事録署名委員の指名を行います。 議事録署名委員は、雲南市農業委員会会議規則第13条の規定により、1番渡部洋一委員、2番高尾茂通委員を指名します。
議 長	日程第2、諸報告を行います。
議 長	事務局から説明をお願いします。
事務局	<p>【諸届及び会務等について事務局より報告並びに説明】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・農地法第3条の3第1項の規定による届出の受理について ・農地等返還通知（使用貸借解約）の受理について ・合意解約届出（農地法第18条第6項通知）の受理について ・農地法第4条第1項第8号届出書（農業用施設用地転用届）の受理について
議 長	<p>事務局から諸報告について説明がありましたが、ご質疑がございますか。質疑がある方は挙手の上発言をお願いいたします。なお、発言をされる方は、議席番号とお名前をお願いいたします。</p> <p>（無しの声あり）</p>
議 長	以上で質疑を終わります。
議 長	<p>日程第3、議案の上程を行ないます。</p> <p>「議第107号農地法第2条の規定による非農地証明申請に対する承認について」を議題とします。</p>
議 長	事務局から説明を求めます。
事務局	<p>議案書10ページをご覧ください。「議第107号農地法第2条の規定による非農地証明申請に対する承認について」であります。</p> <p>申請番号1番、〇〇町〇〇△△-△外1筆、地目は登記簿田、現況荒廃農地で面積は合計で2,114㎡、権利の種別は非農地証明で、所有者は〇〇町〇〇の亡□□□□さん</p>

事務局	<p>相続人△△△△さん、非農地の事由は、「耕作不能で山林原野化しているため」ということです。利用状況調査において荒廃農地（赤）と判断されており、確認は農業委員さん1名と事務局で行っております。確認委員は〇〇委員さんで1月4日に現地確認を行っております。</p> <p>非農地証明の対象となる農地についてですが、今回のこの土地は、長期間、耕作放棄したため、自然改廃した農地で、農地への復旧・耕作が困難な土地であるため、非農地証明して問題ないと考えます。以上、ご審議をよろしくお願いたします。</p>
議 長	<p>ただ今事務局より説明がありましたが、確認委員で補足説明があれば説明をお願いします。</p> <p>（無しの声あり）</p>
議 長	<p>ただ今事務局から説明をいたしました。質疑はございませんか。</p> <p>（無しの声あり）</p>
議 長	<p>無いようですので、質疑を終わります。</p>
議 長	<p>次に、討論を行います。討論はございませんか。</p> <p>（無しの声あり）</p>
議 長	<p>討論なしと認めます。</p>
議 長	<p>お諮りいたします。</p> <p>「議第107号農地法第2条の規定による非農地証明申請に対する承認については、申請のとおり非農地として承認することにご異議ございませんか。</p> <p>（無しの声あり）</p>
議 長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>よって、「議第107号農地法第2条の規定による非農地証明申請に対する承認については、申請のとおり非農地として承認することに決定いたしました。</p>
議 長	<p>「議第108号農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。事務局より説明を求めます。</p>
事務局	<p>議案書11ページ「議第108号農地法第3条の規定による許可申請について」説明します。12ページをご覧ください。今回6件の申請が出ております。</p> <p>申請番号1番、〇〇町〇〇△△-△外2筆、地目は登記簿・現況とも田が3筆、面積は4,235㎡です。権利の種別は3条の無償移転で、譲渡人は〇〇町〇〇の□□□□さん、申請事由は、「後継者に農地を譲り渡す」ということです。譲受人は、〇〇町〇〇</p>

事務局	<p>の△△△△さん、申請事由は、「申請地を譲り受け、農業経営を主宰する」ということです。土地代は親子ということで無償です。確認は〇〇委員さんです。</p> <p>申請番号2番、〇〇町〇〇△△-△、地目は登記簿・現況とも田で面積は977㎡です。権利の種別は3条の有償移転で、譲渡人は〇〇町〇〇の□□□□さん、申請事由は、「高齢になり耕作が困難になったため譲渡する」ということです。譲受人は、〇〇町〇〇の△△△△さん、申請事由は、「申請地を譲り受け、農業経営を拡大する。」という事です。土地代は10a当り200,000円で確認は〇〇委員さんです。</p> <p>申請番号3番、〇〇町〇〇△△-△、地目は登記簿、現況とも畑で面積は470㎡です。権利の種別は3条の有償移転で、譲渡人は〇〇町〇〇の□□□□さん、申請事由は、「高齢になり耕作が困難になったため譲渡する」ということです。譲受人は、〇〇町〇〇の△△△△さんです。申請事由は、「申請地を譲り受け、農業経営を拡大する。」という事です。土地代は10a当り425,000円で確認は〇〇委員さんです。</p> <p>申請番号4番、〇〇町〇〇△△-△、地目は登記簿、現況とも田、8筆、登記簿、現況とも畑、2筆で面積は合計で12,240㎡です。権利の種別は3条の無償移転で、譲渡人は〇〇町〇〇の□□□□さん、申請事由は、「後継者に農地を譲渡する。」という事です。譲受人は、〇〇町〇〇の△△△△さんです。申請事由は、「申請地を譲り受け、農業経営を主宰する。」という事です。土地代は親子ということで無償です。確認は〇〇委員さんです。</p> <p>申請番号5番、〇〇町〇〇△△-△、地目は登記簿・現況とも田、8筆、登記簿、現況とも畑、4筆で面積は合計で11,225㎡です。権利の種別は3条の使用貸借で、譲渡人は〇〇町〇〇の□□□□さん、申請事由は、「経営移譲年金を受給しており、経営移譲のやり直しのため、返還を受けた農地を再度貸し付ける」という事です。譲受人は、〇〇市〇〇町の△△△△さんです。申請事由は、「申請地を借り受け、農業経営を主宰する」という事です。賃借料は親子ということで無償です。確認は〇〇委員さんです。</p> <p>申請番号6番、〇〇町〇〇△△-△、地目は登記簿・現況とも田、2筆、登記簿、面積は合計で7,532㎡です。権利の種別は3条の無償移転で、譲渡人は〇〇町〇〇の□□□□さん、申請事由は、「後継者に農地を譲渡する」という事です。譲受人は、〇〇町〇〇の△△△△さんです。申請事由は、「申請地を借り受け、農業経営を拡大する」という事です。土地代は親子ということで無償です。確認は〇〇委員さんです。</p> <p>以上、本件については「周辺地域の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障が生ずる恐れはなく、機械の保有、農作業の従事状況等からみて全ての農地について効率的に利用できるもの」と見込まれ、下限面積要件も満たしています。したがって、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。以上、ご審議をよろしくお願いいたします。</p>
議長	<p>ただ今事務局より説明がありましたが、確認委員で補足説明があれば説明をお願いします。</p> <p>(無しの声あり)</p>
議長	<p>ただ今事務局から説明をいたしました。質疑はございませんか。</p>

	(無しの声あり)
議長	無いようですので質疑を終わります。次に、討論を行います。討論はございませんか。
	(無しの声あり)
議長	お諮りいたします。 「議第108号農地法第3条の規定による許可申請について」は、申請のとおり許可することにご異議ございませんか。
	(無しの声あり)
議長	異議なしと認めます。 「議第108号農地法第3条の規定による許可申請について」は、申請のとおり許可することに決定いたしました。
議長	それでは次に、「議第109号農地法第4条の規定による許可申請に対する意見について」を議題といたします。事務局より説明を求めます。
事務局	議案書16ページ「議第109号農地法第4条の規定による許可申請に対する意見について」説明をいたします。17ページをご覧ください。 申請番号1番、〇〇町〇〇△△-△、地目は登記簿・田、現況・畑、面積は205㎡です。申請人は、〇〇町〇〇の□□□□さん、転用目的は農業用施設で、農業用倉庫1棟を建築されます。転用理由は、「農業資材、機械の保管場所が無いため」ということです。平成28年1月5日に農用地除外の事前了承があり、確認は〇〇委員さんです。農地区分は、「土地改良事業等の農業に対する公共投資の対象となった農地である」ことから、第1種農地と判断いたしました。許可条項は規則第33条第4号に規定する「住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるもの」の「集落接続」に該当すると考えます。 申請番号2番、〇〇町〇〇△△-△、地目は登記簿・現況ともに畑、面積は10㎡です。申請人は、〇〇町〇〇の□□□□さん、転用目的は墓地で、墓碑1棟を建築されます。転用理由は、「現在の墓地は、参道が急な山の中腹にあり、また自宅から遠く参拝も不便なため、申請地に移転する」ということです。平成28年1月5日に農用地除外の事前了承があり、確認は〇〇委員さんです。農地区分は「農業公共投資の対象となっていない小集団の生産力の低い農地である」ことから、第2種農地と判断致しました。許可条項は、法第4条第2項第2号に規定する「申請に係る農地に代えて周辺の土地を供することにより転用目的を達成することができない」場合の「代替性なし」に該当すると考えます。 申請番号3番、〇〇町〇〇△△-△外1筆、地目は2筆とも登記簿・現況ともに畑、

事務局	<p>面積は合計 83.9 m²です。申請人は、〇〇町〇〇の□□□□さん、転用目的は墓地、管理地及び駐車場で、墓碑 1 棟と駐車区画 2 台分を建設されます。</p> <p>転用理由は、「現在、墓地が高所にあり、家族及び親族の高齢化が進み墓参りに行くことができなくなったため、墓地を低地に移転したい」ということです。農用地区域外で、確認は〇〇委員さんです。農地区分、許可条項は申請番号 2 番に同じです。</p> <p>申請番号 4 番、〇〇町〇〇△△-△外 1 筆、地目は 2 筆とも登記簿・田、現況・畑、面積は合計で 4 4 m²です。申請人は、〇〇町〇〇の□□□□さん、転用目的は墓地及び管理地で、墓碑 1 棟を建築されます。転用理由は、「現在の墓地が山の中腹にあり参道も一部崩落し危険なため申請地に移転する」ということです。農用地区域外で、確認は〇〇委員さんです。農地区分、許可条項は申請番号 2 番に同じです。</p> <p>申請番号 5 番、〇〇町〇〇△△-△、地目は登記簿・現況ともに畑、面積は 1 0 m²です。申請人は、〇〇町〇〇の□□□□さん、転用目的は墓地で、墓碑 1 棟を建築されます。転用理由は、「現在の墓地が山の中腹にあり参道も一部崩落し危険なため申請地に移転する」ということです。平成 2 8 年 1 月 5 日に農用地除外の事前了承があり、確認は〇〇委員さんです。農地区分、許可条項は申請番号 2 番に同じです。</p> <p>申請番号 6 番、〇〇町〇〇△△-△、地目は登記簿・畑、現況・雑種地、面積は 1 9 3 m²です。申請人は、〇〇町〇〇の□□□□さん、転用目的は宅地進入路及び車庫で、車庫 1 棟を建築されます。転用理由は、「宅地への進入路がなく不便なため進入路を設け、又車庫も建築する」ということです。始末書が提出されており「平成 3 年より進入路及び車庫として利用してきた」ということです。農用地区域外で、確認は〇〇委員さんです。農地区分、許可条項は申請番号 2 番に同じです。以上、6 件の申請についてご審議をお願いします。</p>
議 長	<p>ただ今事務局より説明がありました。確認委員で補足説明があれば説明をお願いします。</p>
9 番	<p>9 番〇〇です。申請番号 6 番についてですが、この案件は 5 条の申請番号 1 番と関係がございますので、後程説明させていただきます。よろしくご審議をお願いします。</p>
議 長	<p>他に確認委員でありますか。</p> <p>(無しの声あり)</p>
議 長	<p>ただ今事務局並びに確認委員から説明をいたしました。質疑はございませんか。</p>
1 0 番	<p>1 0 番〇〇です。墓を建築物と同様に 1 棟と表現をするものなのか教えていただきたい。</p>
事務局	<p>後日、確認して説明させていただきます。</p> <p>(無しの声あり)</p>

<p>議 長 議 長</p>	<p>無いようですので、質疑を終わります。 次に、討論を行います。討論はございませんか。</p> <p>(無しの声あり)</p>
<p>議 長</p>	<p>お諮りいたします。 「議第109号農地法第4条の規定による許可申請に対する意見について」は、申請番号4番の案件を除く1番から3番、5番から6番の案件については、申請のとおり承認とし、県に進達することにご異議ございませんか。</p> <p>(無しの声あり)</p>
<p>議 長</p>	<p>異議なしと認めます。 よって、「議第109号農地法第4条の規定による許可申請に対する意見について」は、申請番号4番の案件を除く1番から3番、5番から6番の案件については、申請のとおり承認とし県に進達することに決定いたしました。</p>
<p>議 長</p>	<p>次に、「議事参与の制限」に該当する番号4番の案件についてご審議をいただきます。 雲南市農業委員会会議規則第10条「議事参与の制限」により、5番〇〇委員にはご退席願います。</p> <p>(〇〇委員 退席)</p>
<p>議 長</p>	<p>確認委員で補足説明があれば説明をお願いします。</p> <p>(無しの声あり)</p>
<p>議 長</p>	<p>ただ今事務局から説明をいたしました。質疑はございませんか。</p> <p>(無しの声あり)</p>
<p>議 長</p>	<p>無いようですので、質疑を終わります。 次に、討論を行います。討論はございませんか。</p> <p>(無しの声あり)</p>
<p>議 長</p>	<p>討論を終わります。 お諮りいたします。 「議第109号農地法第4条の規定による許可申請に対する意見について」は、申請番号4番の案件については申請のとおり承認とし県に進達することにご異議ございませんか</p>

	(無しの声あり)
議長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>よって、「議第109号農地法第4条の規定による許可申請に対する意見について」は、申請番号4番の案件については申請のとおり承認とし県に進達することに決定いたしました。</p>
議長	<p>次に、「議第110号農地法第5条の規定による許可申請に対する意見について」を議題といたします。事務局より説明を求めます。</p>
事務局	<p>議案書19ページ「議第110号農地法第5条の規定による許可申請について」説明します。20ページをご覧ください。</p> <p>申請番号1番は先ほどの農地法第4条申請の申請番号6番に関連する案件です。</p> <p>申請番号1番、〇〇町〇〇△△-△、地目は登記簿畑・現況雑種地、面積は191㎡です。権利の種別は所有権移転で、譲渡人は〇〇町〇〇の□□□□さん、譲受人は〇〇町〇〇の△△△△さんです。転用目的は車庫進入路、駐車場及び資材置場で、駐車区画2台分、資材置場(育苗、肥料等)を建設されます。転用理由は、「車庫への進入路と来客用駐車場として整備する。また、農業用資材置場(育苗、肥料等)として利用する。」ということです。始末書が提出されておりまして、「平成3年より車庫進入路、駐車場及び資材置場として利用してきた。」ということです。平成28年1月5日に農用地除外事前了承が出ております。土地代は10アール当たり576,000円、確認は〇〇委員さんです。農地区分は「農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地である」ことから、第2種農地と判断致しました。許可条項は、法第5条第2項第2号に規定する「申請に係る農地に代えて周辺の土地を供することにより転用目的を達成することができない」場合の「代替性なし」に該当すると考えます。</p> <p>申請番号2番、〇〇町〇〇△△-△、地目は登記簿田・現況畑、面積は543㎡です。権利の種別は所有権移転で、譲渡人は〇〇町〇〇の□□□□さん、借受人は〇〇町〇〇の△△△△さんです。転用目的は一般個人住宅で、住宅1棟75.25㎡、駐車区画3台分、植栽及び庭園を建設されます。転用理由は、「分家住宅を建築する。」ということです。平成28年1月5日に農用地除外事前了承が出ております。土地代は無償、確認は〇〇委員さんです。農地区分、許可条項は先ほどの1番と同じであります。</p> <p>申請番号3番、〇〇町〇〇△△-△、地目は登記簿・現況とも田、面積は596㎡です。権利の種別は所有権移転で、譲渡人は〇〇町〇〇の□□□□さん、借受人は〇〇市〇〇の△△△△さんです。転用目的は太陽光発電施設で、太陽光発電パネル120枚、164㎡を建設されます。転用理由は、「申請地は、ソーラーパネルを設置するのに陽当たりが良く効率的に発電できるため設置したい」ということです。平成28年1月5日に農用地除外事前了承が出ております。土地代は無償、確認は〇〇委員さんです。農地区分、許可条項は先ほどの1番と同じであります。</p> <p>申請番号4番、〇〇町〇〇△△-△、△△-△、地目は登記簿・現況とも畑、面積は△△-△は213㎡、△△-△は105㎡です。権利の種別は所有権移転で、△△-△の譲渡人は〇〇町〇〇の□□□□さん、△△-△の譲渡人は〇〇町〇〇の△△△△さん、譲受人は〇〇町〇〇の〇〇〇〇さんです。転用目的は一般個人住宅で、住宅1棟89.90㎡、</p>

事務局	<p>駐車区画 2 台分を建設されます。転用理由は、「現在、息子と二人でアパート暮らしです。実家の両親が高齢で介護が必要となることから、今回の申請地を譲り受けて住宅を新築したく申請します」ということです。農用地区域外で都市計画区域内の第 1 種住居地域に指定されております。土地代は 10 アール当り 20,146,000 円、確認は〇〇委員さんです。農地区分は「都市計画法に規定する用途地域が定められている地域内の農地である」ことから、第 3 種農地と判断しました。第 3 種農地は、原則転用可能となっております。</p> <p>申請番号 5 番、〇〇町〇〇△△-△、地目は登記簿・現況とも畑、面積は 222 m²です。権利の種別は所有権移転で、譲渡人は〇〇町〇〇の□□□□さん、譲受人は〇〇町〇〇の△△△△さんです。転用目的は一般個人住宅で、住宅 1 棟 71.22 m²を建設されます。転用理由は、「家族が増え現住宅が狭くなったため、申請地に個人住宅を建築する」ということです。農用地区域外で都市計画区域内の近隣商業地域に指定されております。土地代は 10 アール当り 30,270,000 円、確認は〇〇委員さんです。農地区分、許可条項は先ほどの 4 番と同じであります。以上 5 件の案件、ご審議をお願いします。</p>
議 長	<p>ただ今事務局より説明がありました、確認委員で補足説明があれば説明をお願いします。</p>
9 番	<p>9 番〇〇です。申請番号 1 番ですが、□□さんは昭和 32 年の大水害の時に裏山が崩れて家が崩壊し足がなくなり農作業が出来なくなり、それ以来△△さんの母屋の前ということもあり木が生い茂っていけないので刈ってくれと言われた。それでは土地を買ってくれということで、平成 3 年頃の話ですが木を刈って車庫や資材置場を建てたということです。昨年いよいよ売買の話になりそれに基づき今回申請となった。よろしくご審議いただきますようお願いいたします。</p>
議 長	<p>他に補足説明はありませんか。</p> <p>(無しの声あり)</p>
議 長	<p>ただ今事務局並びに確認委員から説明をいたしました、質疑はございませんか。</p> <p>(無しの声あり)</p>
議 長	<p>無いようですので、質疑を終わります。</p> <p>次に、討論を行います。討論はございませんか。</p> <p>(無しの声あり)</p>
議 長	<p>討論を終わります。</p> <p>お諮りいたします。</p> <p>「議第 110 号農地法第 5 条の規定による許可申請に対する意見について」は、申請のとおり承認とし県に進達することにご異議ございませんか</p>

	(無しの声あり)
議 長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>よって、「議第110号農地法第5条の規定による許可申請に対する意見について」は、申請のとおり承認とし県に進達することに決定いたしました。</p>
議 長	<p>次に、「議第111号農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について」を議題とします。事務局より説明を求めます。</p>
事務局	<p>議案書22ページ「議第111号農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について」説明します。23ページをご覧ください。</p> <p>今回の案件は〇〇町5件、〇〇町4件、〇〇町4件、〇〇町9件、〇〇町1件の計23件申請されております。</p> <p>この全ての計画とも農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件である「全ての農用地を効率的に耕作すること、農作業に常時従事すること、農用地利用集積計画の内容が基本構想に適合するものであること」の要件を満たしていると考えます。</p> <p>ご審議よろしくお願い致します。</p>
議 長	<p>ただ今、事務局より説明がございましたが、慣例により各町でご協議いただくこととします。また協議の際、議事参与の制限に該当する申請番号8番、申請番号14番の案件がございますので、ご配慮ください。</p> <p>10分間休憩といたします。暫時休憩といたします。</p> <p>(休憩)</p>
議 長	<p>再開します。</p> <p>最初に「議事参与の制限」に係る案件である申請番号8番、申請番号14番を除く案件についてご審議をいただきます。</p>
議 長	<p>先ほど、ご協議いただいた結果を各町より発表していただきます。〇〇町より願います。</p>
10番	<p>10番□□です。〇〇町ですが、全て妥当と判断しましたのでご報告いたします。</p>
21番	<p>21番□□です。〇〇町ですが、申請番号8番を除く案件は、全て妥当と判断しましたのでご報告いたします。全て妥当と判断しましたのでご報告いたします。</p>
24番	<p>24番□□です。〇〇町ですが、全て妥当と判断しましたのでご報告いたします。</p>
28番	<p>28番□□です。〇〇町ですが、全て妥当と判断しましたのでご報告いたします。</p>
28番	<p>新規については補足ですが、担い手の△△さんが受けられます。</p>

25番	25番□□です。〇〇町ですが、妥当と判断しましたのでご報告いたします。
議長	<p>ただ今、各町から発表のとおり許可妥当ということですが、質疑はございませんか。</p> <p>(無しの声あり)</p>
議長	無いようですので、質疑を終わります。
議長	<p>討論を行います。討論はございませんか。</p> <p>(無しの声あり)</p>
議長	討論なしと認めます。
議長	<p>お諮りいたします。</p> <p>「議第111号農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について」申請番号8番、申請番号14番を除く各件については、申請のとおり全て妥当として市長に報告することにご異議ございませんか。</p> <p>(無しの声あり)</p>
議長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>よって「議第111号農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について」申請番号8番、申請番号14番を除く各件については、申請のとおり全て妥当として市長に報告することに、決定をいたしました。</p>
議長	次に、議事参与の制限に係る申請番号8番の案件についてのみ審議します。
議長	<p>雲南市農業委員会会議規則第10条「議事参与の制限」により、16番〇〇委員にはご退席願います。</p> <p>(〇〇委員 退席)</p>
議長	それでは、申請番号8番の案件について、先ほどご協議いただいた結果を〇〇町より発表していただきます。
21番	21番□□です。妥当と判断しましたのでご報告いたします。
議長	<p>協議結果について発表していただきましたが、質疑はございませんか。</p> <p>(無しの声あり)</p>

議 長	<p>無いようですので、質疑を終わります。 討論を行います。討論はございませんか。</p> <p>(無しの声あり)</p>
議 長	<p>討論なしと認めます。 お諮りいたします。</p> <p>「議第111号農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について」申請番号8番の案件について、申請のとおり全て妥当として市長に報告することにご異議ございませんか。</p> <p>(無しの声あり)</p>
議 長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>よって「議第111号農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について」申請番号8番の案件について、申請のとおり妥当として市長に報告することに、決定をいたしました。</p>
議 長	<p>次に、議事参与の制限に係る申請番号14番の案件についてのみ審議します。</p> <p>雲南市農業委員会会議規則第10条「議事参与の制限」により、32番〇〇委員にはご退席願います。</p> <p>(〇〇委員 退席)</p>
議 長	<p>それでは、申請番号14番の案件について、先ほどご協議いただいた結果を〇〇町より発表していただきます。</p>
28番	<p>28番□□です。妥当と判断しましたのでご報告いたします。</p>
議 長	<p>協議結果について発表していただきましたが、質疑はございませんか。</p> <p>(無しの声あり)</p>
議 長	<p>無いようですので、質疑を終わります。 討論を行います。討論はございませんか。</p> <p>(無しの声あり)</p>
議 長 議 長	<p>討論なしと認めます。 お諮りいたします。</p> <p>「議第111号農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について」申請番号14番の案件について、申請のとおり全て妥当として市長に報告するこ</p>

	<p>とにご異議ございませんか。</p> <p>(無しの声あり)</p> <p>議 長 異議なしと認めます。 よって「議第111号農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について」申請番号14番の案件について、申請のとおり妥当として市長に報告することに、決定をいたしました。</p> <p>議 長 それでは次に、「議第112号地籍調査による登記簿上の地目が農地である土地の地目認定に対する意見具申について」を議題とします。国土調査課より説明を求めます。</p> <p>国土調査課 国土調査課の〇〇です。よろしく申し上げます。 議案書の34ページからご覧ください。「議第112号地籍調査による登記簿上の地目が農地である土地の地目認定に対する意見具申について」です。 最初に地籍調査の概要について説明します。資料2をご覧ください。雲南市の地籍調査の実施状況についてですが、平成27年4月現在、雲南市全体の進捗率は88%となっています。〇〇町の進捗率は85%、〇〇町約51%となっています。ただし、〇〇町については先行して宅地農地を終了していますので、山林を中心に実施しています。資料2の管内図の色分けについて赤で着色してある3地区が今回紹介する地区です。緑の着色は今年度調査を実施している地区です。白抜きは調査未実施です。茶色の地区は完了地区です。黄色については国有林で調査対象外です。それでは、議案書の順番を変更して〇〇、△△、□□の順番で説明させていただきます。 それでは〇〇1について、議案書の37ページをご覧ください。農地を非農地とする土地についてですが、調査前は、田が41筆で、畑が19筆で合計60筆となっています。調査後は田につきましては山林が31筆、原野が1筆、水道用地が1筆、公衆用道路が8筆、小計41筆となりました。畑につきましては、宅地が1筆、山林が14筆、公衆用道路が4筆、小計19筆となりました。続いて地目別筆数面積変動表についてですが、調査前の田が41筆、面積1.92ha、畑が19筆0.43ha、合計60筆2.35haが筆数面積ともに0になっています。 続きまして、△△1工区についてです。国土調査課の〇〇です。それでは議案書の39ページをご覧ください。1番目の農地を非農地とする土地についてですが、田が47筆で、畑が54筆で計109筆あります。調査の結果、田につきましては、山林が37筆、公衆用道路が8筆、池沼1筆、堤6筆、小計47筆になりました。畑につきましては、山林が48筆、原野が1筆、公衆用道路が4筆、墓地が1筆、小計54筆となりました。合計が101筆となっています。2番目の地目別筆数面積変動表についてですが、調査前の田が47筆、面積1.35ha。畑が54筆、1.23haで合計101筆、面積2.58haとなっております。調査後はそれぞれ0筆となっています。議案書40ページにそれぞれ詳細を載せております。 国土調査課の〇〇です。続きまして、□□2工区についてです。議案書の35ページをご覧ください。1番目の農地を非農地とする土地についてですが、調査前の地目について、田が157筆で、畑が135筆です。調査の結果、田につきましては宅地が5</p>
--	--

国土調査課	筆、山林が 10 筆、原野が 24 筆、雑種地が 17 筆、公衆用道路が 35 筆、堤が 15 筆、小計 106 筆になりました。畑につきましては、宅地が 6 筆、山林が 26 筆、原野が 56 筆、雑種地が 18 筆、公衆用道路が 13 筆、墓地が 2 筆、境内地が 1 筆、堤が 1 筆、小計 123 筆となりました。合計調査前 292 筆が、調査後に 229 筆となりました。2 番目の地目別筆数面積変動表についてですが、調査前の田の筆は 157 筆が、調査後に 59 筆。また、調査前の畑の筆は 135 筆が、調査後に 33 筆となっております。36 ページの地目別筆数面積変動表等調書をご覧ください。
議長	ただ今国土調査課から説明がございましたが、ご質疑がございますか。質疑がある方は挙手の上発言願います。
10番	10番〇〇です。違反転用をして地籍調査で地目変更するという実態はどのようなものですか。
国土調査課	地籍調査の地目変更は現況主義で認定しています。ただし、農地については地権者に農地法の手続きについて確認は行っています。
24番	24番〇〇です。公衆用道路とはどういうものですか。
国土調査課	公衆用道路は複数の方が生活で利用する道路です。
24番	例えば畑に作業用道路を付けた場合は公衆用道路となりますか。
国土調査課	そういう場合は分筆して雑種地となります。
議長	他に質疑はありませんか。
	(無しの声あり)
議長	無いようですので、質疑を終わります。
	討論を行います。討論はございませんか。
	(無しの声あり)
議長	討論なしと認めます。
議長	お諮りいたします。「議第 112 号地籍調査による登記簿上の地目が農地である土地の地目認定に対する意見具申について」は、提案どおり了承として市長に報告することにご異議ございませんか。

	(異議なしの声あり)
議長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>よって、「議第112号地籍調査による登記簿上の地目が農地である土地の地目認定に対する意見具申について」は、提案どおり了承として市長に報告することに決定いたしました。</p>
議長	次に追加議案の上程についてお諮りいたします。
議長	<p>日程第4「議第113号農業振興地域の整備に関する法律施行規則第3条の2の規定による意見聴取に対する意見決定について」を日程追加し審議することにご異議ございませんか。</p> <p>(異議なしの声あり)</p>
議長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>よって日程第4議案の上程「議第113号農業振興地域の整備に関する法律施行規則第3条の2の規定による意見聴取に対する意見決定について」を日程追加し審議することに決定いたしました。</p>
議長	<p>日程第4議案の上程を行います。</p> <p>それでは、「議第113号農業振興地域の整備に関する法律施行規則第3条の2の規定による意見聴取に対する意見決定について」を議題といたします。</p> <p>農林振興課より説明を求めます。</p>
農林振興課	<p>それでは、「議第113号農業振興地域の整備に関する法律施行規則第3条の2の規定による意見聴取に対する意見決定について」を説明させていただきます。それでは図面をご覧ください。</p> <p>〇〇の案件ですが、〇〇町〇〇の〇〇地区となっています。事業計画者は□□□□さん、変更理由は農業用施設を建てるために用途区分の変更ということで申請となっています。地番は△△-△、地目は田、面積は2,367㎡、所有者は□□さんです。□□□□さんは実家で畜産をやっており、お父さんも畜産しているが、別の経営で牛舎及び堆肥舎を建設するという申請が出ております。用途区分の変更ということで施設を建てるための申請です。施設を建てるにあたって地元の説明会を1月14日に開催しています。参加者は土地所有者、関係機関、市、県、JAさんです。会の中で質問は出たが、しっかり処理等をしてもらえばということで、概ね了承されました。ご審議よろしくお願い致します。</p>
事務局	<p>今回急遽になりましたが、9月の地域農業対策委員会で一度相談しましたが、その中で地元の同意が必要ではないかとの意見が出て保留にしていました。市や県やJAと本人さんと協議し、本人さんが説明会を開催されました。今回、補助事業の関係があり急遽このような形となりましたのでご理解の程、よろしくお願い致します。</p>

議 長	先ほど農林振興課及び事務局より説明をいただきましたが、質疑がございますか。
20番	20番〇〇です。説明会では地権者は了解されましたか。
農林振興課	同意書までは取っていないが、了解されました。
14番	14番〇〇です。用途区分の変更とはどういうことですか。
農林振興課	用途を農用地から農業用施設に変更するということです。
22番	22番〇〇です。地権者とは自治会とか住宅と学校も入りますか。
農林振興課	近くの住宅は入っていません。学校については、計画者の方から連絡していると伺っています。
議 長	他に質疑はございませんか。
	(無しの声あり)
議 長	無いようですので、質疑を終わります。
議 長	討論を行います。討論はございませんか。
	(無しの声あり)
議 長	討論なしと認めます。
議 長	お諮りいたします。 「議第113号農業振興地域の整備に関する法律施行規則第3条の2の規定による意見聴取に対する意見決定について」は、提案のとおり妥当として市長に報告することにご異議ございませんか。
議 長	以上で、本日の議事日程は全て終了いたしました。閉会いたします。
事務局	ご起立下さい。 一同ご礼。 ご着席願います。
事務局	次にその他事項に入ります。

	<ul style="list-style-type: none">(1) 農地中間管理事業について(2) 平成27年度農業委員会忘年会の精算について(3) 農地の賃借料情報提供について(4) 農地パトロール（遊休農地解消）実践研修会の開催について(5) 農地法改正－農地転用許可に係る事務処理について(6) 農政新時代キャラバン 島根県説明会について
--	---

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成 年 月 日

議長 _____

署名委員 _____

署名委員 _____